平成２９年（フ）第６号
愛知県江南市力長町観音寺19番地　市営力長住宅Ａ棟302号
債務者　檀上木型製作所こと　檀上　義雄
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２９号
香川県高松市牟礼町牟礼1308番地13
債務者　松見　麻美
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０５号
福岡市南区高宮１丁目５番４―403号
債務者　長嶺　瑠美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４号
福岡市早良区四箇田団地５番505号
債務者　藤村　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４号
福岡県筑紫野市二日市南３丁目２番23―502号
債務者　楠部賢淑こと　鄭　　賢淑
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１７号
福岡県糟屋郡宇美町神武原６丁目１番１号　河野粕屋病院、住民票上の住所福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵753番地26
債務者　中牟田哲哉
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５号
福岡県大牟田市新地町５番地
債務者　山口　真依
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１５号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字新沼館９番地228
債務者　菅原　眞理
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
仙台市太白区西中田６丁目２番８号　南仙台ハイツＢ棟102
債務者　大友　拓道
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
茨城県ひたちなか市大字足崎1400番地90
債務者　鈴木　春男
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３号
茨城県水戸市千波町1993番地の８
債務者　吉川　香織
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１４号
茨城県水戸市千波町1993番地の３　君島ハイツＢ棟203号
債務者　吉川とみ子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３０号
茨城県東茨城郡茨城町下石崎2837番地１　指定障害者支援施設ひぬま荘、住民票上の住所茨城県鉾田市野友2007番地１
債務者　初瀬　隆治
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０６８号
京都市北区中川北山町291番地
債務者　半井　　進
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２４号
京都府木津川市木津雲村109番地１　第１雲村荘111号
債務者　江頭　義信
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
京都市中京区新町通姉小路上る神明町77番地11
債務者　難波　邦拡
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
福岡市早良区星の原団地１番101号
債務者　冨安　　清
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部